129581	諏訪　裕子	129582	堀　華栄	129623	和知　秀永	129624	松尾　隆寛
129583	服部　藍	129584	小山　礼子	129625	赤尾　政美	129626	多屋　美紀
129585	宮崎　慎也	129586	鈴木　秀雄	129627	山川　季里	129628	田中　弘太
129587	山口　保雄	129588	德留　新人	129629	橋本　進	129630	山口　仁
129589	前嶋　崇志	129590	可児　良昭	129631	大泉　匡弘	129632	髙橋　和聖
129591	中井　雄一	129592	乾　祐基	129633	小又　淳一	129634	大場　政良
129593	坂下　幸史	129594	西木　由行	129635	千葉　敏朗	129636	服部　貴水
129595	大前　嘉郎	129596	石橋　洋平	129637	金田　光加（髙　光加）	129638	志水　賢
129597	吉岡　丈裕	129598	天野　雄介				
129599	妻藤　義親	129600	岡田　良哉	129639	大久保守博	129640	井本　敬善
129601	井本　雅基	129602	三浦希一郎	129641	熊切　隆二	129642	宮澤　美賀
129603	玉村　雄平	129604	岡畑　雄	129643	米村　哲	129644	前　正紘
129605	稲津　政綱	129606	曽禰　雄輝	129645	峠本　正喜	129646	佐々木貴広
129607	永田　清行	129608	鯉淵　拓真	129647	山本　哲也	129648	竹下　正芳
129609	植村　和弘	129610	吉田　精吾	129649	塩本　満	129650	細川　孝志
129611	堤　征一郎	129612	江南　和真	129651	小島　晴美	129652	竹之内　啓
129613	孝橋　清隆	129614	米田　征史	129653	森　健史	129654	芹田　啓治
129615	立石　守	129616	赤堀　直樹	129655	馬瀬洋二郎	129656	平　敏郎
129617	山西　賢宏	129618	横山　智晃	129657	上村寿映明	129658	吉村　英俊
129619	河野　岳友	129620	林　竜雄	129659	古城　亮	129660	前田　昌孝
129621	出村　恭祐	129622	北野　隆志	129661	大萩　眞一		

個人型年金規約等の一部を変更する規約

平成27年5月15日　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

第1条　個人型年金規約の一部を次のように変更する。

第6条第8項中「第1号被保険者」の下に「(以下「第1号被保険者」という。)」を加え、同条第16項第2号イ中「事業主掛金をいう。以下同じ。)」の下に「及び法第21条の2第1項の規定により資産管理機関に納付された企業型年金加入者掛金（法第3条第3項第7号の2に規定する企業型年金加入者掛金をいう。以下同じ。)」を加える。

第28条中「委託するものとする」を「委託できるものとする」に改める。

第30条第1項中「国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。)(同法」を「第1号被保険者（国民年金法」に改め、同条第2項第4号中「第92条第1項」を「第54条の5第1項」に改め、同条第4項第2号ト(4)中「所得税法施行令第72条第2項第7号」を「所得税法施行令第72条第3項第8号」に改める。

第2条　個人型年金規約の一部を変更する規約（平成17年4月1日公告）の一部を次のように変更する。

附則第2条中「平成27年6月」を「平成37年6月」に、「第30条第1項」を「第6条第8項」に、「とあり、及び第36条第1項」を「とあるのは「、第90条の3第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。)附則第19条第1項若しくは第2項の規定により国民年金法」と、第30条第1項中「又は第90条の3第1項の規定により同法」とあるのは「、第90条の3第1項又は平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項の規定により国民年金法」と、第36条第1項第6号」に、「又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)」を「若しくは平成16年改正法」に改める。

附　則

この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。ただし、第1条中個人型年金規約第6条第16項の変更規定は平成24年1月1日から、第1条中個人型年金規約第30条第2項及び第4項の変更規定は平成26年4月1日から、第1条中個人型年金規約第28条の変更規定は平成27年1月1日から、それぞれ適用する。

解散命令公告

広島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年5月15日

広島県知事　湯﨑　英彦

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

企業組合リスクマネジメント協会

広島市中区東千田町一丁目4番7号

企業組合リエゾン協会

広島市中区東千田町一丁目4番7号

教示

この処分について不服があるときは、この公告が行われた日から2週間を経過した日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から70歳くらいの男性、身長178センチメートル、体格中肉、黒色短髪（白髪交じり）

上記の者は、平成27年2月2日午後零時頃埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷横塚外240番地白山池東側雑木林内において、自殺（縊死）で発見されたもので、死亡日は、平成27年2月2日と推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は町営墓地に保管してあります。心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成27年5月15日

埼玉県　川島町長　飯島　和夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳位の男性、身長167cm、頭髪6cm、中肉、黒色長袖ポロシャツ、ハーフパンツ

上記の者は、平成26年9月10日午後5時10分頃、荒川区東日暮里2丁目に所在するアパートの室内において発見されたもので、死亡日は同年9月1日頃と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課まで申し出てください。

平成27年5月15日

東京都　荒川区長　西川太一郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳の上腕骨

上記の者は、平成27年2月7日午後0時00分、京都府木津川市加茂町北岡田ノ庄9番地1北方約130メートルの木津川左岸河川敷で発見されました。発見した骨は、平成27年4月11日に荼毘に付しました。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成27年5月15日

京都府　木津川市長　河井　規子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢(60～70歳代)、174センチメートル前後、男性白骨死体

上記の者は、平成27年3月4日午前8時00分ころ神戸市中央区葺合町字布引山2－3所在の徳光院から北西約250メートル先山中において発見。

遺体は身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は当区役所健康福祉課まで申し出てください。

平成27年5月15日

神戸市　中央区長　田上　勝清

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長約160センチメートル、体格は「やや細い」、50歳代以上の女性、血液型B型、着衣は黒色ジャンパー、黒色ジーパンズボン、緑色長袖シャツ、白色半袖シャツ、灰色靴下、黒色パンツ、黒色スニーカー、所持金は14円

上記の者は、平成27年4月2日午前7時40分ごろ福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡23番地の6遠賀体育センター東方約150メートル先遠賀川内でうつ伏せに浮いている死体で発見された。死亡日は平成27年3月31日ころから同年4月2日までの間と推定、死因は溺死。遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は当町福祉課まで申し出てください。

平成27年5月15日

福岡県　遠賀郡遠賀町長　原田　正武